

鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱

(基本方針)

第1条

老人福祉施設指導監査（以下「指導監査」という。）については、施設の日常的な処遇状況などを確認するため、原則、予め監査日を通知せず、実施するものとし、前年度までに実施した指導監査の結果を踏まえ、改善すべき点として全般的に指摘の多かつた事項、及び必要に応じ、特に留意し、詳細に調査を行うと定めた事項と合わせて実施する。

(実施計画)

第2条

県内すべての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して、原則として3年に1回指導監査を行う。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導指針（「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号）別添1）に基づく指導と併せて行うことができる。

区 分		対 象 施 設	実施時期
一 般 監 査	特 養	実地監査 (1) 前年度監査において、不備等問題の多かつた施設 (2) 近年一般監査を実施していない施設 (3) その他一般監査の必要が認められた施設	原則 4月 ～翌年2 月
	養 護	実地監査 (1) 前年度監査において、不備等問題の多かつた施設 (2) その他一般監査の必要が認められた施設	
	軽 費	実地監査 (1) 前年度監査において、不備等問題の多かつた施設 (2) 近年一般監査を実施していない施設 (3) その他一般監査の必要が認められた施設	
新 設 監 査		開設後一般監査を実施していない施設	
特 別 監 査		一般監査において、重大な問題点等が認められた施設	随 時

(実施体制)

第3条

実地監査については、基本的に管内施設に係る各県民福祉局又は長寿社会課（以下「県民福祉局等」という。）の職員2名以上により実施する。

ただし、必要に応じて他の県民福祉局等関係機関の職員と合同で実施するものとする。

(指導監査実施方法)

第4条

(1) 監査調書の送付及び監査実施予定期間の通知

県民福祉局等は監査対象の施設に対して、「老人福祉施設指導監査調書」の様式（様式第1号又は様式第2号）を送付する。

一般監査施設：原則、監査日を特定せず、監査日を含む1ヶ月間を「監査実施予定期間」として県民福祉局等から施設に通知し、監査実施予定期間の開始日の14日前までに施設は県民福祉局等に調書を提出する。
ただし、必要に応じて監査日を特定し一般監査を実施できるものとする。

(2) 一般監査の実施・報告

県民福祉局等は監査を行う当日の朝に対象施設の長に監査の実施を連絡する。監査実施予定期間の中から施設側が対応できない日を事前に確認するものとする。

なお、重大な問題点等が認められた施設については、随時特別監査を実施する。

会計管理の監査については、社会福祉法人指導監査マニュアル等に基づき実施する。

(3) 監査結果の通知

県民福祉局等は問題点の改善について対象施設に対し文書又は口頭で指摘し、文書指摘については、施設から改善結果の報告を受ける。

県民福祉局は監査結果（文書・口頭）について翌年3月末までに長寿社会課に報告する。

(主眼事項及び着眼点)

第5条

令和3年11月15日付老発1115第4号厚生労働省老健局長通知「老人福祉施設に係る指導監査について」及び「確認項目及び確認文書」を基に作成した老人福祉施設指導監査指摘基準（様式第3号）により実施するものとする。（関係する通知等により随時内容は改めるものとする。）

(情報公開)

第6条

別に定める「鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領」に基づき情報の公開を行うものとする。

(その他)

第7条

この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月2日から施行し、平成26年度の指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行し、平成27年度の指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行し、令和4年度の指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行し、令和6年度の指導監査から適用する。